

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 1 0 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課
各 国 公 私 立 大 学 法 人 学 校 安 全 主 管 課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

救急蘇生法の指針 2015（市民用）の追補の周知について

自動体外式除細動器（AED）については、非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、急速に普及してきており、一般市民の A E D 使用による救命活動の一層の推進が期待されているところです。

この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、国際蘇生連絡委員会（ILCOR）による「心肺蘇生に関わる科学的根拠と治療勧告コンセンサス」（CoSTR）が改訂され、日本国内で実施する心肺蘇生法への CoSTR の適用等について、一般社団法人日本蘇生協議会から見解が示されたことを踏まえ、厚生労働省において「救急蘇生法の指針 2015（市民用）」を追補し、各都道府県衛生主管部に対して周知がなされましたので情報提供いたします。詳細については別添の資料をご参照願います。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学法人のうち附属学校を設置する法人の担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、専修学校を置く国立大学法人におかれては管下の専修学校に対して、厚生労働省

の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
電話：03-5253-4111(内線 2966)
E-mail：anzen@mext.go.jp



医政地発 0522 第 1 号
令和 2 年 5 月 22 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

救急蘇生法の指針 2015（市民用）の追補及び周知について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成 16 年 7 月 1 日付け医政発第 0701001 号厚生労働省医政局長通知）により、非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、急速に普及してきており、一般市民の AED 使用による救命活動の一層の推進が期待されています。

一般市民を対象とする AED を含めた心肺蘇生法の教育、講習内容については、「AED の使用方法を含む、救急蘇生法の指針 2010（市民用）のとりまとめについて」（平成 23 年 10 月 31 日付け医政指発 1031 第 1 号厚生労働省医政局指導課長通知）、「救急蘇生法の指針 2015（市民用）の有効活用及び周知等について」（平成 28 年 4 月 21 日付け医政地発 0421 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「平成 28 年通知」という。）等によって周知してきたところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、国際蘇生連絡委員会（ILCOR）による「心肺蘇生に関わる科学的根拠と治療勧告コンセンサス」（COSTR）が改訂され、日本国内で実施する心肺蘇生法への COSTR の適用等について、一般社団法人日本蘇生協議会から見解が示されました。

上記に基づき、厚生労働省において、平成 28 年通知により周知した「救急蘇生法の指針 2015（市民用）」を別添のとおり追補することとしました。

貴職におかれては、当該補訂の内容について御了知の上、下記の事項に留意して、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関及び関係団体に周知していただくようお願いします。また、心肺蘇生法に関する講習・教育を実施する際には、当該追補の内容を反映いただくようお願いします。

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた 市民による救急蘇生法について(指針)

1. 基本的な考え方

- 胸骨圧迫のみの場合を含め心肺蘇生はエアロゾル(ウイルスなどを含む微粒子が浮遊した空気)を発生させる可能性があるため、新型コロナウイルス感染症が流行している状況においては、すべての心停止傷病者に感染の疑いがあるものとして対応する。
- 成人の心停止に対しては、人工呼吸を行わずに胸骨圧迫とAEDによる電気ショックを実施する。
- 子どもの心停止に対しては、講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合には、人工呼吸も実施する。

※子どもの心停止は、窒息や溺水など呼吸障害を原因とすることが多く、人工呼吸の必要性が比較的高い。

2. 救急蘇生法の具体的手順

新型コロナウイルス感染症の疑いがある傷病者への「救急蘇生法の指針 2015(市民用)」における「一次救命処置」は、次のとおり実施する。

- 「2)反応を確認する」、「4)呼吸を観察する」

確認や観察の際に、傷病者の顔と救助者の顔があまり近づきすぎないようにする。

- 「5)胸骨圧迫を行う」

エアロゾルの飛散を防ぐため、胸骨圧迫を開始する前に、ハンカチやタオルなどがあれば傷病者の鼻と口にそれをかぶせるように変更する。マスクや衣服などでも代用できる。

- 「6)胸骨圧迫 30 回と人工呼吸2回の組み合わせ」

成人に対しては、救助者が講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合でも、人工呼吸は実施せずに胸骨圧迫だけ続けるように変更する。

子どもに対しては、講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合には、胸骨圧迫に人工呼吸を組み合わせる。その際、手元に人工呼吸用の感染防護具があれば使用する(「救急蘇生法の指針 2015(市民用)」P28～29 参照)。感染の危険などを考えて人工呼吸を行うことにためらいがある場合には、胸骨圧迫だけ続ける。

○ 心肺蘇生の実施の後

救急隊の到着後に、傷病者を救急隊員に引き継いだあとは、速やかに石鹸と流水で手と顔を十分に洗う。傷病者の鼻と口にかぶせたハンカチやタオルなどは、直接触れないようにして廃棄するのが望ましい。

※上記手順に記載のない点は、従来どおりの一次救命処置を実施する。

「救急蘇生法の指針 2015(市民用)」の P18～「V 一次救命処置」参照

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000123021.pdf>

※本指針は、新型コロナウイルス感染症に関する新たに知見や感染の広がり状況などによって変更する場合がある。

作成：一般財団法人日本救急医療財団
心肺蘇生法委員会